



島根県報

平成19年 3 月30日 (金)

号外 第 44 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

任用期間の定めのある職員の任免権を委任する規則の一部を改正する規則 (人 事 課)

公布された条例等のあらまし

任用期間の定めのある職員の任免権を委任する規則の一部を改正する規則 (規則第37号)

1 規則の概要

公立大学法人島根県立大学を設立すること及び病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う規定の整理

2 施行期日

平成19年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

任用期間の定めのある職員の任免権を委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第37号

任用期間の定めのある職員の任免権を委任する規則の一部を改正する規則

任用期間の定めのある職員の任免権を委任する規則 (昭和37年島根県規則第15号) の一部を次のように改正する。

本則の表非常勤職員であって日々雇用される者以外の者 (報酬の支給を受ける者に限る。) の項中「県立大学の非常勤の講師については各大学の学長、」を削り、「大学の校長、病院の非常勤の医師については各病院の院長」を「、大学の校長」に改める。

附 則

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

